

DLI 採血担当医師各位

公益財団法人 日本骨髄バンク  
ドナーコーディネーター部

## 【DLI ドナーの補償期間変更について】

DLI ドナーの「骨髄バンク団体傷害保険」補償期間の変更に伴い、下記をご確認のうえご対応をお願いします。

### 1. DLI ドナーの補償期間変更について

当法人では、万一、ドナーに健康被害が起きた場合に備えてドナー補償のための「骨髄バンク団体傷害保険」に加入しています。通常、DLI もこの保険の対象とされていますが、現行では骨髄・末梢血幹細胞採取日の翌日から起算して2年を超えてDLIを実施する場合はこの保険の対象外となることから、別途補償制度を設けていました。

この度、2017年4月以降に骨髄・末梢血幹細胞提供をされたドナーについて、DLI補償期間が2年から7年に変更されることとなりました。

#### 《2017年4月以降に骨髄・末梢血幹細胞提供をされたドナーが対象》

- 骨髄・末梢血幹細胞採取日の翌日から起算して7年以内にDLIが実施された場合「骨髄バンク団体傷害保険」により補償されます。
- 骨髄・末梢血幹細胞採取日の翌日から起算して7年を超えてDLIが実施された場合「骨髄バンク団体傷害保険」の対象外となります。万一、DLI採血によって健康被害が起きた場合は、日本赤十字社の「献血者等の健康被害の補償に関するガイドライン」に準じて当法人が定めた補償を行います。概要は下記のとおりです。

※2017年3月以前に骨髄・末梢血幹細胞提供をされたドナーは現行の2年以内の補償期間となる。

#### <補償の概要>

- |       |   |
|-------|---|
| ①医療手当 | 医療機関で受診した場合に要する医療費以外の費用を補填。<br>日額 4,480 円、月ごとの上限は 35,800 円  |
| ②障害給付 | 後遺障害に対して、その障害の程度に応じた一時金を給付。<br>基礎額 8,800 円に障害等級 1～14 級に応じた倍数を乗じて得た額<br>(44 万から 1,179 万 2 千円) とする。 |
| ③死亡給付 | 採血によって生じた健康被害が原因で死亡したドナーの一定の<br>範囲の遺族に対して一時金を給付。880 万円。   |

## 2. 説明書、同意書等の変更について

- ・下記について、補償期間の部分が変更となります。

### (1) 説明書等

#### ①『DLI について』

- ・ P3 「～DLI 採血時の健康被害の補償について～」

#### ②『DLI 採血前のドナーの方へ ～DLI に関する説明書～ 』

- ・ P11 「Ⅲ. DLI 採血時の健康被害の補償について」
- ・ P12 「骨髄バンク団体傷害保険の概要」

#### ③『ドナーのためのハンドブック』

- ・ P52 「Ⅱ. ドナー補償のための骨髄バンク団体傷害保険」

### (2) 同意書

#### ④『DLI の採血に関する同意書』は2種類になります。

- ・ 2017年3月以前骨髄/末梢血幹細胞採取用
- ・ 2017年4月以降骨髄/末梢血幹細胞採取用

## 3. ドナーへの対応について

- (1) 4月17日以降にドナーへ送付するハンドブックには、変更文を挟み込みます。

- (2) 確認検査・最終同意面談時の説明は、4月以降（可能な時から）面談時に別紙「ドナーのためのハンドブック」挟み込み用を渡し、7年と説明します。

- (3) すでに面談済みで、4月以降に骨髄・末梢血幹細胞採取が予定されているドナーについては、説明は不要です。DLI 依頼時に新たな説明書で説明します。

### (4) DLI 依頼時の対応

#### ①2017年3月以前の骨髄・末梢血幹細胞提供のドナーの方への説明

⇒2年以内／2年を超えたで説明

#### ②2017年4月以降の骨髄・末梢血幹細胞提供のドナーの方への説明

⇒7年以内／7年を超えたで説明

#### ③『DLI の採血に関する同意書』は①②に応じた同意書を使用します。